

# 岐阜県地域活性化ファンド事業費助成金について

## 1. 助成金の目的等

歴史・自然・文化を活かした観光産業の発展と地場産業のブランド力の向上、さらに地域資源を活用したまちづくり、新しいビジネスの創出・成長の実現のための支援策として、基金「岐阜県地域活性化ファンド」を創設し、その運用益で地域資源を活用した創業・経営革新につながる多様な取組に対して助成を行います。

## 2. ファンド事業の特徴

- (1) 事業の募集については、各年度予算の範囲内で行います。
- (2) 助成対象者は、中小企業者に限らず、商工団体、NPO、まちづくり団体など新ビジネスの創出や経営革新などに意欲のある方々を幅広く支援します。
- (3) 年度をまたぐ事業期間の設定も可能です。事業の終期を3月末に設定する必要はありません。
- (4) 事業期間は、メニューによって異なりますが、1年を超える事業も助成対象となります。ただし、交付決定は事業期間開始から1年間ごとに行い、2年目以降の助成金の交付決定は、前年の事業実績を踏まえて行うこととなりますので、2年目以降の助成金の交付を確約するものではありません。
- (5) 下記の全条件を満たす場合は、事業年度途中で概算払を受けることも可能です。
  - ・概算払に係る助成事業の成果が交付決定の内容及び附帯条件に適合していること。
  - ・既に支払が完了し、又は支払が確実に行われると認められる助成対象経費であること。
  - ・概算払に係る金額が交付決定額の80%以内であること。
- (6) その他の注意事項
  - ・事業の一部を外部の機関に委託する場合は、その費用が助成対象事業費の60%を超えないこと。
  - ・中小企業者については、中小企業基本法に定めるもののうち、事実上大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は決議権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は決議権を有する総社員の過半数を大企業に保有されている企業）は、当該事業の対象から除きます。

## 3. 募集事業の内容等（詳細：助成金交付要領を参照）

### \*助成事業の例

- (1) 地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの開業・経営革新
  - ①起業支援事業（独自性の高い新技術・サービス、コミュニティビジネス等の開業（創業）事業）
    - \*介護タクシーの開業
    - \*健康靴を主体とした靴店の開業
    - \*小規模型通所介護施設の開業
  - ②新技術・新商品可能性調査事業（新技術・新商品開発の立ち上げに向けた調査など）
    - \*樹皮を用いた消臭剤の製造技術および商品開発に関する可能性調査
  - ③新連携事業創出支援事業（企業と大学などの研究機関が連携し高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業の策定に関する支援）
    - \*刃の研ぎ直しサービスが無料で受けられ、デザイン、機能性に優れた包丁の製造販売
  - ④経営革新事業（経営革新計画について、岐阜県知事の承認が必要）
    - \*新商品開発と首都圏等で開催される大型見本市への出展による販路開拓
- (2) 商店街活性化支援
  - ①空き店舗等活用事業
    - \*ギャラリー・展示施設
    - \*雑貨店、飲食店の開業
    - \*地域交流のサロン（高齢者を対象とした健康教室の開催、子育て支援のつどいの場の提供）
- (3) 地域ブランドの創出・ものづくり支援
  - <地域資源を活用した商品・サービス開発・向上事業（地域資源を活用したものづくりのスタートアップ段階で実施される取組みに対する支援をはじめ、各段階（新商品開発、販売力の強化、ブランド構築）に応じた一貫した支援）>

◆「岐阜の宝もの」や「明日の宝もの」を活用した取組みに対しては、集中的・重点的に支援を行います。

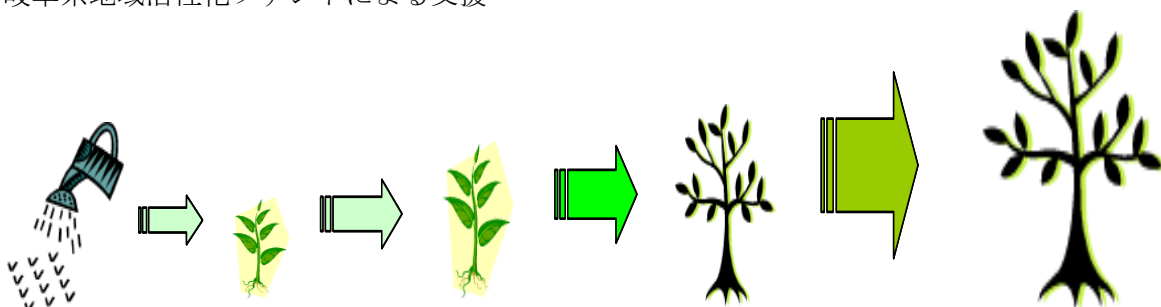
- ①新商品開発事業  
\*新たな高付加価値化を目指した商品の試作品製作
- ②販売力強化事業  
\*専門家に委託して販売戦略を立案し、その戦略に沿った広告宣伝の実施、パンフレット等の製作
- ③ブランド構築事業  
\*商標登録に向けた勉強会の開催
- ④地域ブランドづくりスタートアップ支援事業  
\*専門知識・技術の習得をするための専門家や有識者への相談・取材  
\*新事業の立ち上げに向けた勉強会の開催
- ⑤地域ブランド向上型地域活動支援事業  
＜地域イメージの向上によるブランド力強化事業（商品・サービスと地域のイメージの結びつきを強めるための地域活動に対する支援）＞  
\*産地内（間）の連携による産業観光ツアー  
\*地域食材を活用したオリジナル料理（＝ご当地グルメ）コンテストの開催
- ⑥飛騨美濃じまん育成支援事業  
＜飛騨美濃じまんの発掘などによるイベント実施などのソフト事業、ハード事業を含む飛騨美濃じまんの育成に繋がる事業に対する支援＞  
\*「ふるさと」をテーマに、地元地域を対象とした、誰でも参加できる一般参加型写真コンテストの開催  
\*旅行エージェントと協働した新たな観光ルートの構築  
\*屋型船を使った観光遊覧船の新たな運行をし、既存の観光施設等とセットにした観光ルートの開拓

- ・「岐阜の宝もの」:今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。
- ・「明日の宝もの」:今後の取組みによって「岐阜の宝もの」となることが期待されるものとして認定するもの。

- (4) まちづくり支援  
＜上記（１）、（２）、（３）の事業の実施に繋がることを目的とした、まちづくり計画の策定支援＞  
\*歴史・文化・農林産物等、様々な地域資源を活用してまちづくりを進めるための計画策定  
\*門前町に相応しい町並み・賑わいを形成し、地域の活性化を図るための計画策定  
\*衰退した商店街の再生に向けたまちづくり計画の策定  
(岐阜県まちづくり推進本部が認めた「まちづくり計画」に位置付けられ、当該計画策定に基づき行われる事業については、単独で事業を行う場合よりも助成率を嵩上げ)

### 事業の成長段階と活用イメージ

岐阜県地域活性化ファンドによる支援



- 新事業の「種」の発掘、「芽出し」を支援
- その基礎となるまちづくりを支援

①地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの開業・経営革新

事業名	事業内容・助成対象者
<p>起業支援事業</p> <hr/> <p>独自性の高い新技術・サービス等の創業</p> <hr/> <p>コミュニティビジネス等の創業</p>	<p>【事業内容】 独自性の高い技術及びアイデアをもとに新商品・サービスの開発等を行い起業化を図る事業</p> <p>【助成対象者】 県内に本社（拠点）を設置して一定の条件の下で創業を行う者</p> <p>【助成率】 通常 1/2 以内（事務所運営費は初年度 1/3 以内、2年度目 1/4 以内、3年度目 1/6 以内）、まちづくり 2/3 以内（事務所運営費は初年度 1/2 以内、2年度目 2/5 以内、3年度目 1/4 以内）</p> <p>【助成限度額】 通常 50万円～300万円（単年） 事務所運営費 10万円～100万円（単年）</p> <hr/> <p>【事業内容】 福祉・健康・教育等の生活密着型サービス、地域社会に貢献できるコミュニティビジネス等の創業</p> <p>【助成対象者】 県内に本社（拠点）を設置して一定の条件の下で創業を行う者</p> <p>【助成率】 通常 1/2 以内（事務所運営費は初年度 1/3 以内、2年度目 1/4 以内、3年度目 1/6 以内）、まちづくり 2/3 以内（事務所運営費は初年度 1/2 以内、2年度目 2/5 以内、3年度目 1/4 以内）</p> <p>【助成限度額】 通常 50万円～300万円（単年） 事務所運営費 10万円～100万円（単年）</p>
<p>新技術・新商品可能性調査事業</p>	<p>【事業内容】 中小企業者、大学、県研究機関が保有する優れた新技術や特許流通アドバイザー等が提供する未利用技術を活用した事業化又は商品化の可能性調査事業及びこれに伴う試作事業</p> <p>【助成対象者】 県内中小企業者、連携体、組合等、まちづくり団体</p> <p>【助成率】 通常 1/2 以内、まちづくり 2/3 以内</p> <p>【助成限度額】 通常・まちづくり 50万円～100万円（単年）</p>
<p>新連携事業創出支援事業</p>	<p>【事業内容】 新連携対策補助金の申請に必要な「異分野連携新事業分野開拓計画」の策定事業（策定に伴う市場調査事業を含む）</p> <p>【助成対象者】 県内中小企業者、連携体、組合等</p> <p>【助成率】 通常 1/2 以内</p> <p>【助成限度額】 通常 50万円～100万円（単年）</p>
<p>経営革新事業</p>	<p>【事業内容】 経営革新計画の実施に必要な、新商品開発・新技術開発・新役務開発事業、人材育成事業、販路開拓事業</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">経営革新計画 中小企業新事業活動促進法第9条に基づく承認を得た計画</p> <p>【助成対象者】 県内中小企業者・連携体・組合等のうち経営革新計画の承認を受けたもの</p> <p>【助成率】 通常 1/2 以内、まちづくり 2/3 以内</p> <p>【助成限度額】 通常・まちづくり 50万円～300万円（単年）</p>

②商店街活性化

空き店舗等活用事業	【事業内容】 商店街の空き店舗を活用して実施される事業（子育て支援施設や高齢者向け休憩所など公益機能創出支援事業を含む）			
	【助成対象者】 中小企業者、商工会、商工会議所、組合等、まちづくり会社、中心市街地整備機構、NPO、まちづくり団体（助成対象区域は、市町村が指定する商店街等の区域であること。）			
	【助成率】			
		通常	まちづくり	
店舗賃借料	1年目	1/3以内	1年目	1/2以内
	2年目	1/4以内	2年目	2/5以内
	3年目	1/6以内	3年目	1/4以内
(公益機能分)		(公益機能分)		
店舗改修費	1年目	4.5/10以内	1年目	3/5以内
	2年目	1/3以内	2年目	1/2以内
	3年目	1/4以内	3年目	2/5以内
(公益機能分)		(公益機能分)		
1 / 4 以内		2 / 5 以内		
4.5/10以内		3 / 5 以内		
【助成限度額】 店舗賃借料 10万円～100万円（単年） 店舗改修費 10万円～300万円（単年） 公益機能分はそれぞれ 50万円～300万円（単年）				

③地域のブランド創出・ものづくり支援

事業名	事業内容・助成対象者
新商品開発事業	<p>【事業内容】 新たな地場産品・高付加価値化商品の開発事業及び新商品開発に必要な人材の育成事業</p> <p>【助成対象者】 県内中小企業者、連携体、組合等、まちづくり団体</p> <p>【助成率】 通常1/2以内(一部2/3以内)、まちづくり・岐阜の宝もの2/3以内</p> <p>【助成限度額】 通常・まちづくり 50万円～300万円（単年） 岐阜の宝もの 100万円～500万円（単年）</p>
販売力強化事業	<p>【事業内容】 販売力を強化し、販路を開拓するために新たに取り組む事業</p> <p>【助成対象者】 県内中小企業者、連携体、組合等、商工会議所・商工会（連合会を含む）、NPO、まちづくり団体</p> <p>【助成率】 通常1/2以内(一部2/3以内)、まちづくり・岐阜の宝もの2/3以内</p> <p>【助成限度額】 通常・まちづくり 50万円～300万円（単年） 岐阜の宝もの 100万円～500万円（単年）</p>
ブランド構築事業	<p>【事業内容】 地域団体商標制度を活用したブランド展開に取り組む事業、中小企業者等が作成したブランド確立計画（2年～5年程度の計画）に基づく事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>ブランド 確立計画</p> </div> <p>ブランド確立のため総合的に展開される新商品開発事業、人材育成事業、販路開拓事業等</p> <p>【助成対象者】 県内中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会（連合会を含む）、NPO、まちづくり団体</p>

	<p><b>【助成率】</b> 通常 1 / 2 以内 (一部 2 / 3 以内)、まちづくり・岐阜の宝もの 2 / 3 以内</p> <p><b>【助成限度額】</b> 通常・まちづくり 50 万円～300 万円 (単年) 岐阜の宝もの 100 万円～500 万円 (単年)</p>
地域ブランドづくり スタートアップ支援 事業	<p><b>【事業内容】</b> 地域資源を活用したものづくりのスタートアップ段階 (構想段階) で実施される事業</p> <p><b>【助成対象者】</b> 県内中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会 (連合会を含む)、NPO、まちづくり団体</p> <p><b>【助成率】</b> 通常 1 / 2 以内 (一部 2 / 3 以内)、まちづくり・岐阜の宝もの 2 / 3 以内</p> <p><b>【助成限度額】</b> 通常・まちづくり 25 万円～300 万円 (単年) 岐阜の宝もの 25 万円～500 万円 (単年)</p>
地域ブランド向上型 地域活動支援事業	<p><b>【事業内容】</b> 地域資源を活用した商品・サービスと地域のイメージを相互に高め、それらの結びつきを強めることに資する事業</p> <p><b>【助成対象者】</b> 県内中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会 (連合会を含む)、NPO、まちづくり団体</p> <p><b>【助成率】</b> 通常・岐阜の宝もの 2 / 3 以内、まちづくり 4 / 5 以内 (「岐阜の宝もの」は、助成限度額を増額)</p> <p><b>【助成限度額】</b> 通常・まちづくり 50 万円～300 万円 (単年) 岐阜の宝もの 100 万円～500 万円 (単年)</p>
飛騨美濃じまん育成 支援事業	<p><b>【事業内容】</b> 飛騨美濃じまんを育成する継続的かつ戦略的な事業及びこれにかかる事業化計画策定のための事業、飛騨美濃じまんのあらたな掘り起こしや再評価に基づいて創出又は再構築されるイベントなどのソフト事業</p> <p><b>【助成対象者】</b> 観光、経済関係団体、組合、まちづくり団体、民間企業、NPO</p> <p><b>【助成率】</b> 通常・岐阜の宝もの 2 / 3 以内 (施設整備費は 1 / 3 以内)、まちづくり 4 / 5 以内 (同 1 / 2 以内) (「岐阜の宝もの」は、助成限度額を増額)</p> <p><b>【助成限度額】</b> 通常・まちづくり 100 万円～500 万円 (単年) 岐阜の宝もの 100 万円～1,000 万円 (単年)</p>

※「明日の宝もの」を」活用する場合も、「岐阜の宝もの」と同じ助成率が適用されます。

④まちづくり計画策定支援

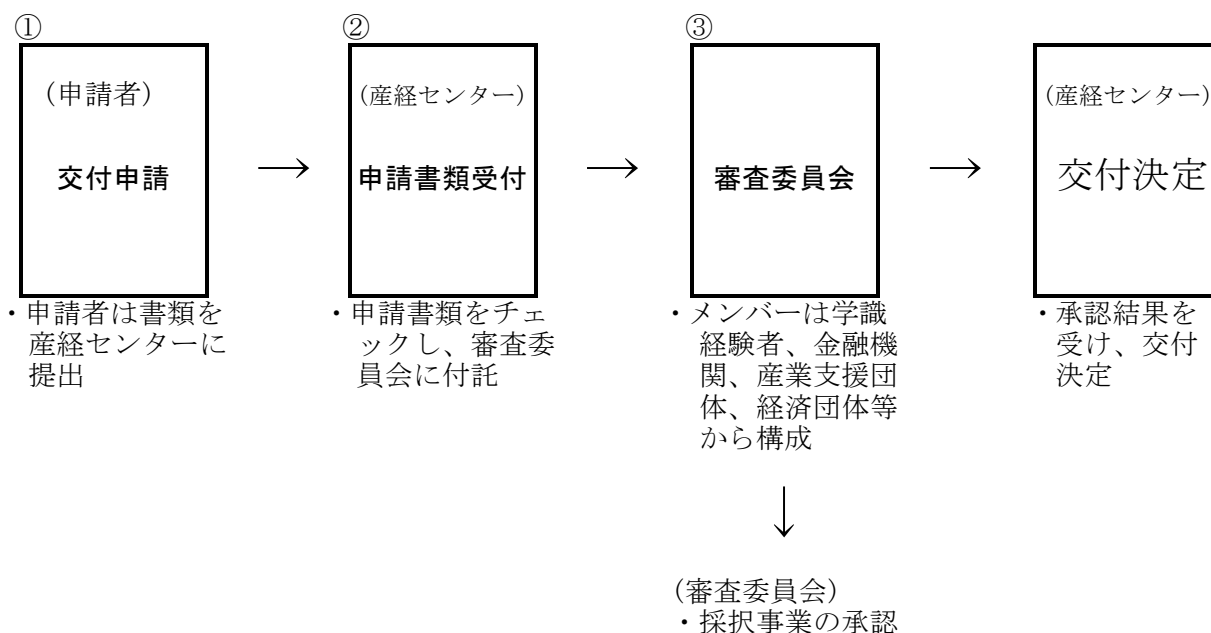
事業名	事業内容・助成対象者
まちづくり計画 策定事業	<p><b>【事業内容】</b> まちづくり計画の策定及びトライアル事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>まちづくり 計画</p> <p>地域住民、関係団体及び市町村 が連携して、より魅力ある、よ り住みよい地域にしていくため の地域の将来像を描いた計画</p> </div> <p><b>【助成対象者】</b> まちづくり団体、商工団体、NPO、中小企業者、組合、任意団体</p> <p><b>【助成率】</b> 10 / 10 以内</p> <p><b>【助成限度額】</b> まちづくり 150 万円 (単年)</p>

#### 4. 応募方法

募集事業を実施しようとする場合は、関係書類を添えて、以下により助成金交付申請書を提出してください。（申請書提出前に必ず岐阜県産業経済振興センターに事前相談してください。）

- (1) 作成様式 別記様式（事業によって一部様式が異なりますので、注意願います）  
※ 様式は、岐阜県産業経済振興センターホームページからダウンロードできます。適宜加工してください。  
(アドレス) <http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiiki/index.asp>
- (2) 提出部数 1部 ※応募のあった書類の返却は行いません。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留。提出期間内に必着。）
- (4) 募集期間 下記(5)の相談窓口にお問い合わせいただくか、当センターのホームページを閲覧してください。
- (5) 提出先 〒500-8505 岐阜市藪田南 5-14-53  
(相談窓口) (公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 ファンド担当  
TEL 058-277-1083

#### ◎交付決定までの流れ



#### 5. 助成金交付申請書の審査及び交付決定

提出された助成金交付申請書については、必要に応じてヒアリングを実施します。その後、岐阜県地域活性化ファンド審査委員会において審査したうえで、助成金の採択・不採択を判断し、採択したものについては交付決定を行い、通知します（不採択としたものについては、その旨お知らせします）。

なお、申請の金額・内容を変更して交付決定をすることがあります。

審査会の開催、交付決定とも、提出期限の約1ヶ月後頃となる見込みです。

また、交付決定した事業については、事業主体名、事業名、事業概要などを公表させていただきます。

#### 6. その他

- (1) 交付決定前に事業に着手することは原則認められません。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると認められる場合は、例外的に認める場合があります。その場合は、交付申請書に事前着手理由書を添付し提出する必要がありますが、申請内容を審査した結果、交付申請が採択されない場合又は交付申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応すること

- になります。
- (2) 経営革新事業（新技術の開発に係る事業の部分に限る）及びブランド構築事業について、助成金を受けた事業の実施結果に基づき取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定、地域団体商標に係る商標権の通常使用権の設定等により収益を得た場合は、助成金額の範囲内で、所要の金額を産経センターに返納する必要があります。（本事業は国の資金を導入した事業であるため、助成を受けた事業者は、国の検査を受けることがあります。）
  - (3) 事業実施に伴う経理書類等については、事業終了後5年間保存する必要があります。（本事業は国の資金を導入した事業であるため、助成を受けた事業者は、国の検査を受けることがあります。）
  - (4) 「起業支援事業」、「新商品開発事業」、「販売力強化事業」、「ブランド構築事業」、「経営革新事業」における新商品・新技術・新役務開発を行う場合は、事業の実施結果の企業化に努める必要があります。  
また、事業終了後5年間、過去1年間の企業化状況について毎年報告する必要があります。
  - (5) 人件費（臨時的に短期に雇用するアルバイト賃金は除く）、建設費、食糧費（会議における飲食費等も含む）、振込手数料、各種添付書類の発行手数料、宿泊税及び消費税は助成対象外となります。  
ただし、「飛騨美濃じまん育成支援事業」については、人件費及び建設費において助成対象となるものもあります。
  - (6) 展示会に出展する経費は、「経営革新事業」、「ブランド構築事業」のみ助成対象となります。  
海外の展示会への出展経費が対象となるのは、「ブランド構築事業」のみです。
  - (7) 『備品購入費』については、汎用性が高く、使用目的が特定されないものは対象外となります。  
例：パソコン、エアコン、レジスター、冷蔵庫等
  - (8) ネットショップへの出展経費、買い物かご等があるオンラインショッピングが可能なホームページの作成は対象外となります。
  - (9) 「販売力強化事業」におけるインターネットホームページ作成が対象となるのは、新規の立ち上げのみ。ページ追加は、対象外となります。  
ただし、「経営革新事業」、「ブランド構築事業」、「地域ブランド向上型地域活動支援事業」は、現在あるホームページの更新も対象となります。